

クオリファイングトーナメント規程

第1章 総則

〔目的〕

第1条 本規程は、社団法人日本ゴルフツアー機構（以下「JGTO」という。）が主催又は主管するジャパンゴルフツアートーナメントにおけるツアーメンバー資格の付与、出場優先順位その他トーナメントの出場資格者を選抜するために行われるクオリファイングトーナメントの実施について定めることを目的とする。

〔主催〕

第2条 クオリファイングトーナメントは、JGTOが主催する。

2 JGTOは、クオリファイングトーナメントに係る通過者の決定、クオリファイングトーナメントランキング（以下「QTランキング」という。）の決定、資格認定、制裁その他一切の運営管理又は処分について権限を有する。

〔肖像権〕

第3条 クオリファイングトーナメントに出場する者は、クオリファイングトーナメント出場に関し、その肖像権その他の知的財産権をJGTOに譲渡し、JGTOが、これをいかなる方法（テレビ、ラジオ、写真、映画、印刷物、電子的方法・磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法等一切の方法を含む。）により、いかなる形態（録音、録画、複製、上映、頒布、公衆送信又は送信可能化等一切の形態を含む。）において使用することについても、許諾する。

〔種類〕

第4条 クオリファイングトーナメントは、順次、ファーストクオリファイングトーナメント、セカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント及びファイナルクオリファイングトーナメントの4次にわたって行う。

第2章 運営管理

〔理事会の権限〕

第5条 理事会は、クオリファイングトーナメントの実施に関し、本規程に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) ツアーメンバー資格の承認及び取消
- (2) 制裁（マナー委員会及びクオリファイングトーナメント実行委員会〔（以下「QT実行委員会」という。）〕に係るものを除く。）
- (3) その他マナー委員会がした決議に係る事項の承認

[運営委員会の権限]

第6条 運営委員会は、クオリファイングトーナメントの実施に関し、本規程に別に定めるもののほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) クオリファイングトーナメント実施要項（以下「実施要項」という。）の承認
- (2) ツアーメンバー資格の認定
- (3) QTランキングの承認
- (4) クオリファイングトーナメントの出場資格の承認
- (5) その他理事会が運営委員会に付託した事項

[QT実行委員会の組織と権限]

第7条 JGT Oの組織、権限及び運営に関する事項は、本規程に定めるもののほか、別に定める。

2 QT実行委員会は、委員長及び数名の委員で構成する。

3 QT実行委員会は、クオリファイングトーナメントの実施に関し、本規程に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を行う。

- (1) 実施要項の策定
- (2) クオリファイングトーナメントの各競技及びツアーメンバーガイダンスの実施、運営管理及び記録
- (3) QTランキングの作成
- (4) 制裁（理事会及びマナー委員会に係るものを除く。）
- (5) その他理事会又は運営委員会がQT実行委員会に付託した事項

第3章 トーナメント資格

[ツアーメンバー資格]

第8条 ファイナルクオリファイングトーナメントに出場し、最終成績が90位タイまでの者であり、かつ、ファイナルクオリファイングトーナメント後に行われるツアーメンバーガイダンスを修了した者は、当該年度の翌年度において、ジャパングolfツアー・トーナメント規程（以下「トーナメント規程」という。）第28条第1項第1号に定めるツアーメンバーの資格を取得する。

[ツアーメンバー資格取得者のトーナメント出場資格]

第9条 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のジャパングolfツアー・ツアー・トーナメント（以下「ツアー・トーナメント」という。）に、トーナメント規程第10条第1項第22号に該当する者として同条第2項に定める出場優先順位に則り、出場することができる。

2 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のツアー・トーナメントに、トーナメント規程第9条第3項から第6項までの規定に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。

3 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のジャパンゴルフツアー・チャレンジトーナメント（以下「チャレンジトーナメント」という。）に、トーナメント規程第17条第1項第7号に該当する者として同条第2項に定める出場優先順位に則り、出場することができる。

4 本規程によりツアーメンバー資格を取得した者は、翌年度のチャレンジトーナメントに、トーナメント規程第16条第2項及び第3項に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。

〔その他のトーナメント出場資格〕

第10条 セカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント又はファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者（ツアーメンバー資格を取得した者を除く。以下この条において同じ。）は、翌年度のツアートーナメントに、QTランキングに従って出場することができる。

2 セカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント又はファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者は、翌年度のツアートーナメントに、トーナメント規程第9条第3項から第6項までの規定に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。

3 セカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント又はファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者は、翌年度のチャレンジトーナメントに、QTランキングに従って出場することができる。

4 セカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント又はファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者は、翌年度のチャレンジトーナメントに、トーナメント規程第16条第2項及び第3項に基づき、主催者推薦枠による推薦で、出場することができる。

第4章 クオリファイングトーナメントの出場資格

〔ファーストクオリファイングトーナメント〕

第11条 次に掲げる者は、ファーストクオリファイングトーナメントに出場することができる。

- (1) ファーストクオリファイングトーナメントに出場したことがある者
- (2) 日本ゴルフ場支配人会連合会加盟ゴルフ場の推薦を受けた者
- (3) 全日本ゴルフ練習場連盟加盟練習場の推薦を受けた者
- (4) 静岡県ゴルフ場協会加盟ゴルフ場の推薦を受けた者
- (5) 財団法人日本ゴルフ協会、各国ゴルフ協会が採用する各ハンディキャップシステムに基づくハンディキャップ3.0以内の者
- (6) 全日本学生ゴルフ連盟に4年間在籍した者で、所属大学ゴルフ部の推薦を受けた者

- (7) 日本国内における高等学校の正規部活動としてのゴルフ部に3年間在籍した者で、所属高等学校ゴルフ部の推薦を受けた者
- (8) 社団法人日本プロゴルフ協会ティーチングプロ会員である者
- (9) その他JGTOが承認した者

[セカンドクオリファイングトーナメント]

第12条 次に掲げる者は、セカンドクオリファイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 当該年度のファーストクオリファイングトーナメントを通過した者
- (2) 前年度のセカンドクオリファイングトーナメント又はサードクオリファイングトーナメントに出場した者
- (3) 前年度より前にセカンドクオリファイングトーナメント、サードクオリファイングトーナメント又はファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者
- (4) 1998年度までに社団法人日本プロゴルフ協会のトーナメントプレーヤー会員の資格を取得した者
- (5) 東日本ゴルフ場支配人会連合会が承認し、推薦する者
- (6) 西日本ゴルフ場支配人会連合会が承認し、推薦する者
- (7) 全日本ゴルフ練習場連盟東日本地区の支部が承認し、推薦する者
- (8) 全日本ゴルフ練習場連盟西日本地区の支部が承認し、推薦する者
- (9) 静岡県ゴルフ場協会が承認し、推薦する者
- (10) 当該年度の日本アマチュアゴルフ選手権又は日本学生ゴルフ選手権の優勝者
- (11) 当該年度の前年度から過去4年間における日本アマチュアゴルフ選手権若しくは日本学生ゴルフ選手権の優勝者又は日本オープンゴルフ選手権のローアマチュアの者
- (12) 日本国以外のプロゴルフ協会におけるプロゴルファー資格の保持者
- (13) 当該年度の別に定める日における世界アマチュアゴルフランキング上位10位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (14) その他JGTOが承認した者

[サードクオリファイングトーナメント]

第13条 次に掲げる者は、サードクオリファイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 当該年度のセカンドクオリファイングトーナメントを通過した者
- (2) 前年度のファイナルクオリファイングトーナメントに出場した者
- (3) ツアートーナメント過去5年間において、トーナメント規程第10条に基づき、1年間以上の出場優先順位資格を取得したことがある者
- (4) ツアートーナメント過去5年間において、各トーナメントで優勝した者

- (5) 前期オーストラレイジアPGAツアー賞金ランキング上位20位以内の者で、ファイナルクオリファイングトーナメントに出場できる上位3名を除いた中で出場意思を有する上位5名の者
- (6) 前年度南アフリカPGAツアー賞金ランキング上位20位以内の者で、ファイナルクオリファイングトーナメントに出場できる上位3名を除いた中で出場意思を有する上位5名の者
- (7) 当該年度の別に定める日におけるアジアツアー賞金ランキング上位20位以内の者で、ファイナルクオリファイングトーナメントに出場できる上位3名を除いた中で出場意思を有する上位5名の者
- (8) 前年度チャレンジトーナメント最終賞金ランキング上位者で、トーナメント規程第10条第1項第21号に基づき、翌年度の第1回ランキングまでの出場優先順位を取得している者
- (9) 当該年度の別に定める日におけるチャレンジトーナメント最終賞金ランキング上位30位以内の者
- (10) その他JGTOが承認した者
〔ファイナルクオリファイングトーナメント〕

第14条 次に掲げる者は、ファイナルクオリファイングトーナメントに出場することができる。

- (1) 当該年度のサードクオリファイングトーナメントを通過した者
- (2) 当該年度における1年間以上のツアートーナメント出場資格の取得者で、翌年度において1年間以上のツアートーナメント出場資格を喪失した者
- (3) 当該年度のツアートーナメント賞金ランキング上位者で、トーナメント規程第10条第1項第12号による翌年度の1年間のツアートーナメント出場資格取得者の次位者から、上位10名までの者（翌年度における1年間以上のツアートーナメント出場資格を有する者及び同条第3項第2号の規程に基づく出場義務競技数に達していない者若しく当該年度の別に定める日におけるチャレンジトーナメント最終賞金ランキング上位者で、トーナメント規程第10条第1項第21号に基づき、翌年度の第1回ランキングまでの出場優先順位を獲得した者は除く）。この場合において、その者が第1号又は第2号に該当する者と重複する場合又はその者が次条による申込みをしなかった場合においても、その繰り下げ措置は行わない。
- (4) 当該年度のチャレンジトーナメント最終賞金ランキング上位者で、トーナメント規程第10条第1項第12号又は第13号による翌年度1年間のツアートーナメント出場資格取得者及びトーナメント同項第21号による翌年度の第1回ランキングまでの出場優先順位を取得した者を除いた上位5名の者。この場合において、その者が第1号に該当する者と重複する場合又はその者が次条による申込みをしなかった場合においても、そのことによる繰り下げ措置

は、行わない。

- (5) 当該年度のUSPGAツアー又はヨーロッパツアーの賞金ランキングによるツアーメンバー資格（USPGAツアーにあつては125位まで、ヨーロッパツアーにあつては115位までの者に限る）を保持している者
- (6) 前期オーストラレイジアPGAツアー賞金ランキング上位20位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (7) 前年度南アフリカPGAツアー賞金ランキング上位20位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (8) 当該年度の別に定める日におけるアジアツアー賞金ランキング上位20位以内の者で、出場意思を有する上位3名の者
- (9) その他JGTOが承認した者

第5章 クオリファイングトーナメントの実施方法

〔クオリファイングトーナメントの申込み〕

第15条 クオリファイングトーナメントに出場を希望する者は、実施要綱に従い、書面により、指定の日時までに申し込まなければならない。

- 2 クオリファイングトーナメントに出場を希望する者は、実施要綱で定められた申込み金を支払わなければならない。
- 3 アマチュアは、申込みの際に、賞金受領の権利を放棄した場合に限り、アマチュア資格を継続することができる。
- 4 QT実行委員会は、申込書に不備がある場合には、申込者に対し、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、不備が補正されないときは、申込みを受け付けない。

〔申込みの取り下げ〕

第16条 申込者は、実施要綱の定めに従い、書面により、申込みを取り下げることができる。

- 2 申込者が各トーナメントの開催の時の前までに申込みを取り下げたときは、実施要綱の定めに従って申込金の一部の返還を受けることができる。ただし、取下げ手続が指定の期限後であったとき、無断で欠場したとき、その他実施要綱に定める事由に該当するときは、この限りでない。

〔会場の決定〕

第17条 QT実行委員会は、申込みの受付終了後、申込者の競技会場を決定する。

- 2 QT実行委員会は、申込者に対し、日程、会場及び申込み確認番号が記載された書面を送付する。

〔出場登録（レジストレーション）〕

第18条 申込者は、自ら、QT実行委員会で定める指定の日時までに、各トーナメン

ト会場において出場登録手続きをしなければならない。

2 指定の日時までに出場登録手続きを行わなかった者は、出場資格を失う。

〔競技規則〕

第19条 クオリファイングトーナメントの競技においては、財団法人日本ゴルフ協会が定めるゴルフ規則及び「ジャパングルフツアー競技の条件およびローカルルール」を適用する。

〔競技方法〕

第20条 クオリファイングトーナメントの競技は、次の各号に定めるトーナメントに
応じ、当該各号に定める競技方法により行う。この場合において、競技成立のための
ホール数は、それぞれ、当該各号に定めるホール数とする。

(1) ファーストクオリファイングトーナメント

3日間各日18ホールストロークプレーによる54ホールストロークプレー

(2) セカンドクオリファイングトーナメント

4日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレー

(3) サードクオリファイングトーナメント

4日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレー

(4) ファイナルクオリファイングトーナメント

予選ラウンド及び決勝ラウンドに分けて行うものとし、予選ラウンドにあつては4
日間各日18ホールストロークプレーによる72ホールストロークプレーとし、決勝
ラウンドにあつては2日間各日18ホールストロークプレーによる36ホールスト
ロークプレーとする。

2 天候、日程その他の社会的事情その他やむを得ない事由が生じた場合において、前
項に規定する競技成立のためのホール数に満たない時点で競技を中止することとな
るときは、競技成立のためのホール数については、同項の規定にかかわらず、競技を
中止することとなった時点の差異に応じて、それぞれ、次の表の定めるところによる。

クオリファイイングトーナメントの種類	中止となった時点	競技成立のホール数
ファーストクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール
	(2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合	その36ホール
セカンドクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール
	(2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合	その36ホール
	(3) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その54ホール
サードクオリファイイングトーナメント	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール
	(2) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合	その36ホール
	(3) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その54ホール
ファイナルクオリファイイングトーナメント	予選ラウンド (1) 36ホールを超えるホール数の競技を行い、 54ホールを超えない時点で中止となった場合	その36ホール
	(2) 54ホールを超えるホール数の競技を行い、 72ホールを超えない時点で中止となった場合	その最初の36ホール
決勝ラウンド	(1) 18ホールを超えるホール数の競技を行い、 36ホールを超えない時点で中止となった場合	その18ホール

3 ファイナルクオリファイイングトーナメントにおいては、QT実行委員会は、予備日の使用その他の方法により、前項の表の予選ラウンドの項中（2）の規定の適用にあつては72ホールを完了することができるように、決勝ラウンドの項中（1）の規定の適用にあつては36ホールを完了することができるように、それぞれ努めるものとする。

4 ファイナルクオリファイイングトーナメントにおいて2コースを使用して予選ラウンドを実施する場合において、コースにより競技を終了するホール数が異なるときは、前項の表の予選ラウンドの項中（1）又は（2）に規定するホール数の算定にあつては、予選ラウンド全体の競技数としては、少ない方のホール数の競技を行ったものとする。

5 第1項又は第2項に規定する競技成立のためのホール数に満たないクオリファイイングトーナメントに係る競技成績は、無効とする。この場合において、JGTOは、競技が成立するまで、当該クオリファイイングトーナメントを実施しなければならない。
〔通過者の決定〕

第21条 QT実行委員会は、ファーストクオリファイイングトーナメント、セカンドクオリファイイングトーナメント及びサードクオリファイイングトーナメントにおいて、各会場の出場人数の比率に基づき通過者数を決定し、各会場において競技開始前に、その数を掲示して告知する。

- 2 QT実行委員会は、各会場の競技終了時に、各会場における通過者及び補欠者を決定する。
- 3 順位がタイの場合は、実施要項に定める決定方法により、順位を決定する。
- 4 競技成立のためのホール数につき、前条第2項の規定を適用することとなる競技については、QT実行委員会は、同項に定めるホール数に係る競技結果をもとに、各会場における通過者及び補欠者を決定する。
- 5 通過者及び補欠者は、各会場において、次のトーナメントのエントリー手続を行わなければならない。
- 6 前項の手続を行わなかった者は、次のトーナメントの出場資格を失う。
- 7 セカンドクオリファイイングトーナメント、サードクオリファイイングトーナメント又はファイナルクオリファイイングトーナメントにおいて、申込取下げ者、出場辞退者その他の欠場者が出た場合には、実施要項の定めに従い、補欠者による補充を行う。

[ファイナルクオリファイイングトーナメントにおける通過者及び順位決定]

第22条 ファイナルクオリファイイングトーナメントにおいては、予選ラウンド4日間合計72ホールストロークプレーを行い、競技終了時に上位90位タイまでの者が、決勝ラウンドに進出する。

- 2 予選ラウンドにおいて、順位がタイの場合は、実施要項による決定方法により順位を決定する。
- 3 決勝ラウンドにおいては、2日間合計36ホールストロークプレーを行い、出場者の順位を決定する。
- 4 予選ラウンド又は決勝ラウンドに係る競技成立のためのホール数につき、第20条第2項の規定を適用することとなる場合には、QT実行委員会は、同項に定めるホール数に係る競技結果をもとに、決勝ラウンド進出者又は出場者の順位を決定する。

[ツアーメンバーガイダンス]

第23条 前条第1項の規定によりファイナルクオリファイイングトーナメント決勝ラウンドに進出した者は、ツアーメンバーガイダンスを受講しなければならない。ただし、前年に受講した者については、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定するもののほか、運営委員会は、やむを得ない事由があると認めるときは、申請により、前項の規定に基づくツアーメンバーガイダンスの受講の義務の一部又は全部を免除することができる。この場合において、免除に係る者については、やむを得ない事由が解消した後において、補講を受けなければならない。
- 3 ツアーメンバーガイダンスの内容は、運営委員会において決定する。

第6章 制裁

[本規程による制裁]

第24条 クオリファイイングトーナメントに出場した者(申込みをしたが出場しなかつ

た者を含む。以下「QT出場者」という。)が、次の各号に掲げる行為をしたと認めるときは、JGTOは、次条の規定に基づき制裁処分を科することができる。

- (1) トーナメント規程に違反する行為
- (2) 本規程に違反する行為
- (3) 第19条に定めるゴルフ規則に違反する行為
- (4) 実施要綱に違反する行為
- (5) 正当な理由なしにクオリファイングトーナメントを欠場し、又は棄権する行為
- (6) クオリファイングトーナメントに係るQT出場者、来場者その他関係者に対してした暴言を吐く行為その他品位を損なう行為
- (7) その他JGTO又はクオリファイングトーナメントの名誉、信用又は品位を損なう行為
- (8) 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む。)に違反する行為

〔制裁の種類〕

第25条 本規程による制裁は、次のとおりとする。

- (1) 除名
 - (2) ツアーメンバー資格の取消
 - (3) QTランキングの取消
 - (4) ツアートーナメント及びチャレンジトーナメントへの1年未満の出場停止
 - (5) クオリファイングトーナメントへの5年以内の出場停止
 - (6) 5万円以上50万円以内の制裁金
 - (7) 嚴重注意
- 2 除名とは、JGTOが主催及び主管する全てのツアートーナメント、チャレンジトーナメント及びクオリファイングトーナメントに永久に出場することができないことをいう。
- 3 ツアーメンバー資格の取消とは、第8条の規定により取得したトーナメント規程第28条第1項第1号に定めるツアーメンバーの資格を取り消すことをいう。
- 4 QTランキングの取消とは、クオリファイングトーナメントに出場することによって取得した翌年度のトーナメント出場資格に適用されるQTランキングを取り消すことをいう。
- 5 第1項第2号及び第3号の制裁を科す場合には、同項第5号の制裁を併科することができる。

〔制裁処分の手続〕

第26条 QT実行委員会は、QT出場者が第24条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、調査を行い、その結果をマナー委員会に報告しなければならない。

- 2 マナー委員会は、前項の報告をもとに審議し、前条に定める制裁について決議を行う。ただし、マナー委員会は、前条第1項第1号、第2号又は第5号(1年以内の出

場停止を除く。以下この条において同じ。)の制裁を行うことはできない。

- 3 マナー委員会は、違反行為に係る制裁が前条第1項第1号、第2号又は第5号に相当すると認めるときは、理事会に報告しなければならない。
- 4 QT実行委員会は、違反の事実が明白であり、かつ、緊急に制裁処分を科す必要があると認めるときは、前条第1項第7号の嚴重注意の処分に限り、マナー委員会の決議を経ないで科すことができる。この場合において、QT実行委員会は、直ちにその旨をマナー委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 5 前項後段の報告を受けたマナー委員会は、QT実行委員会がした処分に理由がないことが明らかである場合を除き、処分を受けたQT出場者に対し、QT実行委員会がした処分について承認する旨を書面により通知しなければならない。

[マナー委員会での審議・決議]

第27条 マナー委員会は、制裁について決議するにあたり、当該QT出場者に弁解の機会を与えなければならない。

- 2 会長は、マナー委員会の決議に基づいて、当該QT出場者に対し、書面により制裁処分を科す。

[理事会での審議・決議]

第28条 理事会は、第26条第3項により、マナー委員会から報告を受けたときは、当該違反行為に係る制裁について、速やかに審議しなければならない。

- 2 理事会は、制裁について決議するにあたり、当該QT出場者に弁解の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、理事会の決議に基づいて、当該QT出場者に対し、書面により制裁処分を科す。

[不服申立て]

第29条 第26条第5項に係る処分又は第27条第2項に係る処分に不服のある者は、書面を受領した日の翌日から7日以内に、理事会に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 不服の申立ては、会長宛の不服申立書を提出して行わなければならない。
- 3 会長は、不服申立てを受理したときは、速やかに理事会に付議しなければならない。

[理事会での不服申立ての審議・決議]

第30条 理事会は、不服申立てに係る制裁について、審議し、決議するにあたり、当該QT出場者に弁解の機会を与えなければならない。

- 2 理事会は、審議に基づき、次のとおりの決議を行う。

- (1) 申立てが適式に行われていないとき 申立ての却下
- (2) 申立てに理由がないとき 申立ての棄却
- (3) 申立てに理由があるとき 制裁の取消

- 3 前項第3号に該当する場合において、理事会は、当初の制裁よりも軽い制裁を科すことが相当であると判断したときは、制裁の取消とともに新たな制裁を科すことがで

きる。

- 4 前項の場合においては、当該QT出場者は、さらに不服を申し立てることはできない。

〔再度の考案〕

第31条 第28条第3項の処分に不服のある者は、書面を受領した日の翌日から7日以内に、理事会に対し、再度の考案を求めることができる。

- 2 再度の考案の申立ては、会長宛の再度の考案申立書を提出して行わなければならない。

- 3 会長は、再度の考案の申立てを受理したときは、速やかに理事会に付議しなければならない。

- 4 前条の規定は、再度の考案の審議・決議について準用する。

〔制裁の確定〕

第32条 当該QT出場者が第29条第1項に定める期間までに不服の申立てをしなかったときは、その期間の経過により、制裁は確定する。

- 2 当該QT出場者が前条第1項に定める期間までに再度の考案の申立てをしなかったときは、その期間の経過により、制裁は確定する。

- 3 第30条第2項又は第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の決議がされたときは、それと同時に、制裁は確定する。

- 4 当該QT出場者は、決議が行われるまでの間、書面により、不服の申立て又は再度の考案の申立てを取り下げることができる。この場合においては、取下げと同時に、制裁は確定する。

〔制裁の執行と制裁金未払いの時の出場停止〕

第33条 会長は、確定した制裁を執行する。

- 2 QT出場者は、制裁金の処分を受けたときは、その支払いを完了するまでの間、JGTGが主催又は主管する全てのトーナメントに出場することができない。

第7章 改正

〔本規程の改正〕

第34条 本規程は、理事会の決議により改正する。

附則

本規程は、平成17年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成18年5月22日より施行する。

附則

本規程は、平成19年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成21年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則

本規程は、平成23年4月1日より施行する。